

3歳から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
 利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の皆様の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費（おかず・おやつ代）が免除されます。
- **0歳から2歳児クラスまでの子どもたちについては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - 0歳から2歳児クラス（3号認定児）までの子どもたちについては、これまでどおり保育料の中に主食費・副食費が含まれますので、新たな保護者の皆様の負担はありません。

【無償化の対象となる手続き】

既に幼稚園、保育所、認定こども園に入園し、利用されている方については、改めて行っていただく手続きはありません。

幼稚園等の預かり保育を利用する子どもたち

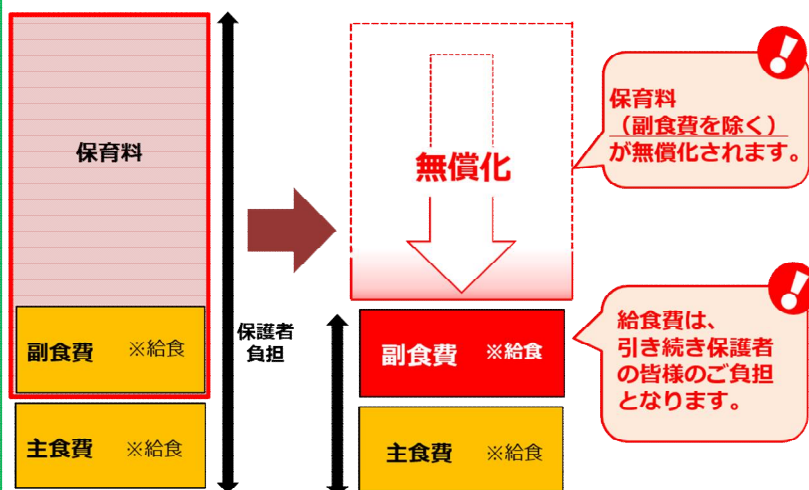
【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。**（幼稚園・認定こども園への認定申請が必要です。）**
- 幼稚園の利用に加え、**預かり保育の利用料が無償化**されます。（通常保育日の一時預かりは対象となりません。）

- **給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、認定こども園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。****

≪2号認定児≫
 ~これまで~

~無償化後（2019年10月以降）~



「現在の給食費について（2号認定児）」

- ①主食（ごはん）分は、施設に直接主食費としてお支払いいただいております。
- ②副食（おかず）分は、保育料の一部（副食費部分）として、お支払いいただいております。

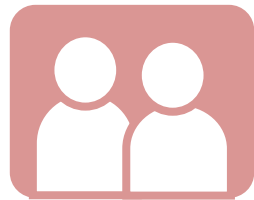
「無償化後の給食費について（3歳以上児クラス）」

幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については、引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなります。

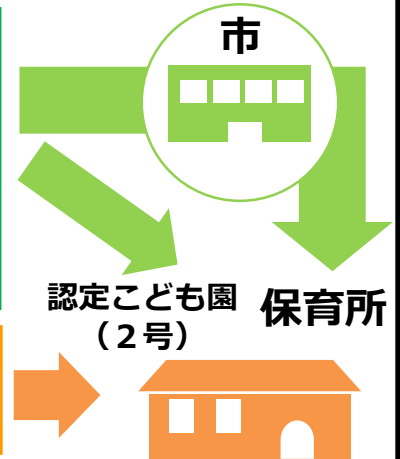
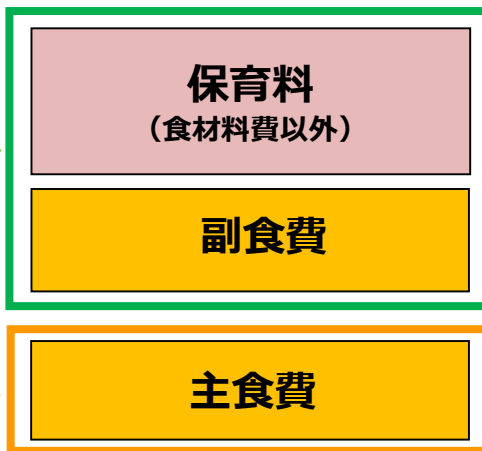
無償化後は、主食費はこれまでどおり施設にお支払いいただき、副食費は、新たに直接施設にお支払いいただくこととなります。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

～これまで～
（2号認定児）



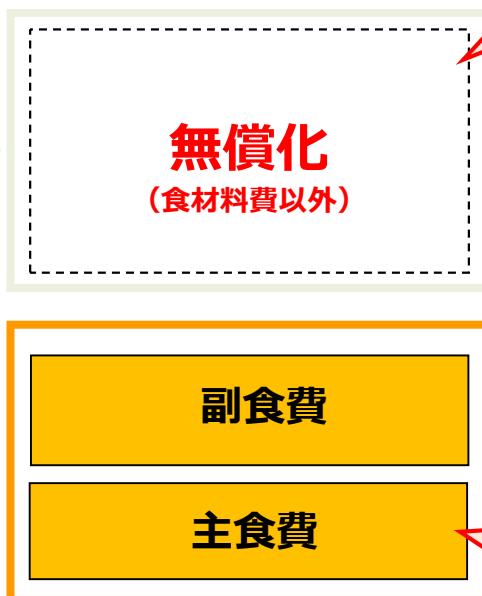
保護者の皆様



～無償化後（2019年10月以降）～



保護者の皆様



保育料の支払いは
不要になります。

主食費と新たに副食費を
まとめて給食費としてお
支払いいただきます。

※給食費の金額は、食材料費等に応じて、各施設が決定しています。